

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第93期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	INUI STEAMSHIP CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 新悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3273
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3273
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第3四半期連結 累計期間	第93期 第3四半期連結 会計期間	第92期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	19,475,824	5,620,834	23,383,131
経常利益(千円)	7,685,383	1,146,504	8,916,622
四半期(当期)純利益(千円)	4,049,148	87,211	7,198,076
純資産額(千円)	-	22,210,116	20,425,215
総資産額(千円)	-	29,385,334	31,118,846
1株当たり純資産額(円)	-	755.19	694.49
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	137.68	2.97	250.81
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	249.57
自己資本比率(%)	-	75.58	65.64
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	4,235,337	-	9,935,793
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,839,520	-	1,906,297
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,784,961	-	1,597,154
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	8,905,753	8,767,453
従業員数(人)	-	44	39

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第93期第3四半期連結累計期間及び第93期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	44
---------	----

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数は少数のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	陸上	35
	海上	9
	合計	44

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員数は少数のため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 営業の実績

区分	当第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	前年同期比較増減()
	金額(千円)	金額(千円)
海運業		
貨物運賃	4,819,923	40,408
貸船料	793,453	598,505
その他	2,436	2,247
小計	5,615,814	555,849
その他事業	5,020	1,292
合計	5,620,834	557,141

(注) 1. 主な相手先別の営業収益実績及びそれぞれの総営業収益実績に対する割合は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		
相手先	金額 (千円)	割合 (%)
豊田通商(株)	506,397	9.0
SEALASKA TIMBER社	490,464	8.7
MOUNT ISA MINES社	473,030	8.4
住友商事(株)	467,443	8.3

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期(平成20年10月1日～平成20年12月31日)の世界経済は、9月の米国大手証券会社の経営破綻を契機に金融不安が一気に高まった結果、世界規模の金融危機へと発展し、実体経済においても、その悪影響が広がり、更に深度が増したことにより世界同時不況の様相を呈し始めました。事業を取り巻く環境は、歴史的な高値圏にありました運賃及び用船市況が、本年央に最高値に達したものの9月中旬以降、日を追う毎に急落し、更に世界景気の急速な悪化に伴った物流減少が続きました。

ここ数年来、市況悪化の際に対応するべく中・長期貸船契約の締結や数量契約の締結等により収益の固定化・安定化比率を高めるとともに、支配船腹の効率配船により収益の増大に努めてまいりましたが、あまりに急激な市況の下落によるスポット船の採算の急激な悪化により、売上高及び利益は大幅な減少を余儀無くされました。

当第3四半期の為替相場に関しましては、第2四半期累計(6ヶ月)の平均為替レート(105.10円/米ドル)に比し円高・ドル安傾向で推移し、100.10円/米ドル(前年同期比較13.11円/米ドルの円高)となりました。また、原油価格が秋口以降急落したことに伴い、燃料油価格もその後下落をしたものの、当第3四半期の平均燃料油価格はUS\$535/MT(前年同期比較US\$104/MTの上昇)と高レベルにあり、為替並びに燃料油価格ともに航海採算を圧迫いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日～平成20年12月31日)の売上高は5,620百万円、営業利益は1,867百万円、経常利益は1,146百万円、四半期純利益は87百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間(注：平成20年4月1日～平成20年12月31日)の売上高は19,475百万円(前年同期比2,584百万円増加)、営業利益は7,969百万円(前年同期比1,063百万円増加)、経常利益は7,685百万円(前年同期比1,059百万円増加)、四半期純利益は4,049百万円(前年同期比1,328百万円減少)となりました。

注)当連結会計年度に属する第2四半期連結会計期間以前の期間に関する連結経営成績に関する定性的情報については、当該四半期報告書をご参照下さい。

当第3四半期末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,733百万円減少し、29,385百万円となりました。負債は、前期末比3,518百万円減少し、7,175百万円となりました。純資産は、利益剰余金が2,872百万円増加し、その他有価証券評価差額金1,020百万円が減少したこと等により前期末比1,784百万円増加の22,210百万円となりました。以上の結果、連結ベースの自己資本比率は75.6%となりました。

所在地別のセグメント状況は以下のとおりであります。

日本

当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日～平成20年12月31日)の営業収益は、前年同期比561百万円減の5,698百万円を計上、営業費用は、298百万円増の3,662百万円となり、その結果、営業利益は859百万円減の2,035百万円となりました。

パナマ

パナマにおける当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日～平成20年12月31日)の売上高は、前年同期比122百万円増の1,039百万円、営業費用が183百万円増の1,206百万円を計上したことにより、営業損失は60百万円増の167百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は8,905百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べ1,007百万円減少しました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は179百万円で、これは主に税金等調整前四半期純利益558百万円、減価償却費423百万円、投資有価証券評価損585百万円等の増加及び仕入債務の増減額269百万円等の減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は214百万円で、これは主に投資有価証券の償還による収入77百万円等の増加及び投資有価証券の取得による支出266百万円等の減少によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は171百万円で、これは主に長期借入金の返済による支出170百万円等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切でありこのような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、その大量買付等が不適切なものでないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、平成20年5月21日開催の当社取締役会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策：以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、本プランは平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 目的

本プランは、当社株券等の大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付等を抑制し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とします。

(b) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する当社株券等の買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 対抗措置の発動に係る手続の概要

上記(b) 又は に該当する買付行為がなされた場合、当社取締役会は買付者等に対し、必要情報並びに買付説明書について提出を求め、これら必要情報等を速やかに独立委員会に提供いたします。これら必要情報等が独立委員会に提供されてから最長60日間の検討期間を経て買付行為に関する対応策を決定いたします。

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）として、当社取締役会の決議により、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株券等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施し、当該買付等に対抗いたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の実施、不実施の判断については、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに係る取締役会の決議を行います。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・ 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
- ・ 本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たものであり、その有効期間は、平成20年6月27日以後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において承認決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。
- ・ 当社取締役会の恣意的判断を排除するため、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置し、当社株券等に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととしています。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっています。このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,429,335	29,429,335	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	29,429,335	29,429,335	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(数)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	29,429,335	-	3,351,682	-	2,098,314

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,000	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,403,200	294,032	同上
単元未満株式	普通株式 7,135	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,429,335	-	-
総株主の議決権	-	294,032	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(議決権の数58個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
乾汽船株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号	19,000	-	19,000	0.06
計	-	19,000	-	19,000	0.06

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は、19,185株となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,578	1,850	1,783	1,720	1,669	1,394	1,014	793	745
最低(円)	1,151	1,498	1,360	1,445	1,352	949	550	552	574

(注) 最高・最低株価については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
海運業収益	
運賃	15,885,363
貸船料	3,562,894
その他海運業収益	11,202
海運業収益合計	19,459,459
海運業費用	
運航費	5,331,684
船費	2 3,159,677
借船料	2,146,898
その他海運業費用	180,196
海運業費用合計	10,818,457
海運業利益	8,641,002
その他事業収益	16,364
その他事業費用	5,882
その他事業利益	10,482
一般管理費	1 682,330
営業利益	7,969,155
営業外収益	
受取利息	116,489
受取配当金	67,339
船舶燃料受渡差額金	93,179
その他	2,315
営業外収益合計	279,323
営業外費用	
支払利息	41,221
為替差損	311,287
その他	210,586
営業外費用合計	563,095
経常利益	7,685,383
特別損失	
前期損益修正損	43,409
投資有価証券評価損	615,254
その他	115
特別損失合計	658,778
税金等調整前四半期純利益	7,026,604
法人税、住民税及び事業税	3,357,825
法人税等調整額	380,368
法人税等合計	2,977,456
四半期純利益	4,049,148

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
 (自平成20年10月1日
 至平成20年12月31日)

海運業収益	
運賃	4,819,923
貸船料	793,453
その他海運業収益	2,436
海運業収益合計	5,615,814
海運業費用	
運航費	1,604,698
船費	2 1,178,876
借船料	694,544
その他海運業費用	50,744
海運業費用合計	3,528,862
海運業利益	2,086,951
その他事業収益	5,020
その他事業費用	1,442
その他事業利益	3,577
一般管理費	1 222,610
営業利益	1,867,918
営業外収益	
受取利息	19,605
受取配当金	31,473
船舶燃料受渡差額金	30,614
その他	84
営業外収益合計	81,778
営業外費用	
支払利息	12,983
為替差損	632,637
その他	157,571
営業外費用合計	803,192
経常利益	1,146,504
特別損失	
前期損益修正損	3,047
投資有価証券評価損	585,261
特別損失合計	588,309
税金等調整前四半期純利益	558,195
法人税、住民税及び事業税	542,857
法人税等調整額	71,874
法人税等合計	470,983
四半期純利益	87,211

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位 : 千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,905,753	8,767,453
海運業未収金	646,326	504,500
有価証券	221,632	184,616
貯蔵品	516,366	532,480
繰延及び前払費用	226,869	265,056
その他	558,703	631,998
貸倒引当金	415	322
流動資産合計	11,075,236	10,885,784
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	11,310,693	12,533,799
その他(純額)	1,750,279	508,566
有形固定資産合計	13,060,973	13,042,365
無形固定資産	10,650	10,288
投資その他の資産		
投資有価証券	4,845,990	6,793,388
その他	420,015	414,549
貸倒引当金	27,529	27,530
投資その他の資産合計	5,238,475	7,180,407
固定資産合計	18,310,098	20,233,061
資産合計	29,385,334	31,118,846
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	1,465,669	1,244,248
短期借入金	773,812	879,302
未払法人税等	1,410,501	2,995,266
賞与引当金	6,686	22,274
役員賞与引当金	-	83,000
その他	375,912	890,503
流動負債合計	4,032,581	6,114,594
固定負債		
長期借入金	2,346,377	2,887,421
繰延税金負債	507,352	1,424,630
退職給付引当金	82,174	73,450
特別修繕引当金	142,000	109,250
その他	64,732	84,284
固定負債合計	3,142,636	4,579,036
負債合計	7,175,218	10,693,630

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,351,682	3,351,682
資本剰余金	2,098,314	2,098,314
利益剰余金	16,291,275	13,418,537
自己株式	6,185	6,111
株主資本合計	21,735,087	18,862,423
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	373,475	646,857
繰延ヘッジ損益	10,682	56,748
為替換算調整勘定	859,186	859,186
評価・換算差額等合計	475,028	1,562,792
純資産合計	22,210,116	20,425,215
負債純資産合計	29,385,334	31,118,846

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	7,026,604
減価償却費	1,266,946
貸倒引当金の増減額(は減少)	91
賞与引当金の増減額(は減少)	15,588
特別修繕引当金の増減額(は減少)	32,750
受取利息及び受取配当金	183,828
支払利息	41,221
投資有価証券評価損益(は益)	615,254
為替差損益(は益)	454,725
未収消費税等の増減額(は増加)	10,697
たな卸資産の増減額(は増加)	16,114
売上債権の増減額(は増加)	141,661
仕入債務の増減額(は減少)	221,420
その他	330,811
小計	9,013,938
利息及び配当金の受取額	189,216
利息の支払額	41,582
法人税等の支払額	4,926,235
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,235,337
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,273,815
無形固定資産の取得による支出	2,750
投資有価証券の取得による支出	632,418
投資有価証券の償還による収入	77,467
貸付けによる支出	800
貸付金の回収による収入	1,770
その他	8,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,839,520
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000
長期借入金の返済による支出	511,375
自己株式の取得による支出	74
配当金の支払額	1,173,511
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,784,961
現金及び現金同等物に係る換算差額	472,555
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	138,299
現金及び現金同等物の期首残高	8,767,453
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,905,753

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	当第3四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）
会計処理基準に関する事項の変更	重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 （企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号）を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として移動平均法による原価法から、主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。なお、この変更による損益への影響はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 一般管理費のうち主な費目	
役員報酬	108,020 千円
従業員給与	191,766 "
福利厚生費	56,707 "
賞与引当金繰入額	6,286 "
退職給付引当金繰入額	5,403 "
減価償却費	10,805 "
2. 上記を除く引当金繰入額の 内容及び金額	
海運業費用の内	
賞与引当金繰入額	399 千円
退職給付引当金繰入額	3,321 "
特別修繕引当金繰入額	57,250 "
項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. 一般管理費のうち主な費目	
役員報酬	33,976 千円
従業員給与	61,093 "
福利厚生費	18,962 "
賞与引当金繰入額	6,286 "
退職給付引当金繰入額	2,801 "
減価償却費	4,159 "
2. 上記を除く引当金繰入額の 内容及び金額	
海運業費用の内	
賞与引当金繰入額	399 千円
退職給付引当金繰入額	2,012 "
特別修繕引当金繰入額	20,750 "

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	16,814,447 千円	15,550,148 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
	1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び預金
	現金及び現金同等物	8,905,753 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

- 1.発行済株式の種類及び総数
 普通株式 29,429,335 株
- 2.自己株式の種類及び株式数
 普通株式 19,185 株
- 3.新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,176,410	40.0	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	5,620,834	-	5,620,834	-	5,620,834
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	77,642	1,039,361	1,117,003	(1,117,003)	5,620,834
計	5,698,476	1,039,361	6,737,837	(1,117,003)	3,752,915
営業利益	2,035,541	167,622	1,867,918	-	1,867,918
	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	19,475,824	-	19,475,824	-	19,475,824
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	253,692	3,411,859	3,665,552	(3,665,552)	-
計	19,729,517	3,411,859	23,141,377	(3,665,552)	19,475,824
営業利益	7,831,823	137,331	7,969,155	-	7,969,155

(注) 営業費用のうち「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（千円）	379,212	474,774	461,024	1,018,060	2,232	2,335,304
連結売上高（千円）	-	-	-	-	-	5,620,834
連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	6.7	8.4	8.2	18.1	0.0	41.5

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ、カナダ
- (2) ヨーロッパ.....ドイツ、ノルウェー
- (3) アジア.....韓国、シンガポール、中国
- (4) オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他.....パナマ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高（千円）	1,461,252	1,938,512	1,466,439	3,430,880	3,487	8,300,572
連結売上高（千円）	-	-	-	-	-	19,475,824
連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	7.5	10.0	7.5	17.6	0.0	42.6

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ、カナダ
- (2) ヨーロッパ.....ドイツ、ノルウェー
- (3) アジア.....韓国、シンガポール、中国
- (4) オセアニア.....オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他.....パナマ、アフリカ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	755.19円	1株当たり純資産額	694.49円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	137.68円	1株当たり四半期純利益金額	2.97円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	4,049,148	87,211
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	4,049,148	87,211
期中平均株式数(千株)	29,410	29,410

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。